

○柏市水道事業給水条例

昭和36年12月25日

条例第42号

〔注〕平成9年から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第9条—第18条）

第3章 給水（第19条—第26条）

第3章の2 貯水槽水道（第26条の2—第26条の4）

第4章 料金、手数料及び給水申込納付金（第27条—第36条）

第5章 管理（第37条—第42条）

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第43条—第45条）

第7章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持することに関し必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

（平24条例35・一部改正）

（給水区域）

第2条 給水区域は、本市全域とする。

（定義）

第2条の2 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、本市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専用給水装置（1世帯又は1か所で専用するもの）
- (2) 共用給水装置（2世帯又は2か所以上で共用するもの）
- (3) 私設消火栓（消防用に使用するもの）

（平10条例22・一部改正）

第4条及び第5条 削除

（平10条例22）

（給水装置の所有者の代理人）

第6条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

（平10条例22・令3条例35・一部改正）

（管理人の選定）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項に規定する管理人を不相当と認めるときは、その変更を求めることができる。

（平10条例22・一部改正）

（同居人等の行為に対する責任）

第8条 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）は、同居人、使用人その他の従業者等の行為に関しこの条例に定める義務を負わなければならない。

（平10条例22・一部改正）

第2章 給水装置の工事及び費用

第9条 削除

（平10条例22）

（給水装置の新設等の申込み）

第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みに際し必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（平10条例22・平13条例38・令元条例21・令6条例3・一部改正）

（給水装置工事の施行）

第11条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事しゅん工後に管理者の工事検査（以下「完工検査」という。）を受けなければならない。

（平10条例22・全改）

（給水管及び給水用具の指定）

第12条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷した給水装置の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定による給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（平10条例22・全改）

（給水装置の新設等の費用負担）

第13条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めると

きは、本市においてその費用を負担することができる。

(平10条例22・全改)

(工事費の算出方法)

第14条 管理者が施行する給水装置工事に係る費用（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(平10条例22・一部改正)

(工事費の予納)

第15条 管理者に給水装置工事を申し込む者（以下「申込者」という。）は、設計によって算出した工事費の概算額を管理者の定める納期限内に予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、当該工事しゅん工後に精算する。

(平10条例22・全改)

(給水装置の所有権の留保)

第16条 工事費が完納されるまでは、その給水装置の所有権を本市に留保し、その管理は申込者が行う。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置の管理)

第17条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置の変更)

第18条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても管理者が工事を施行することができる。

(平10条例22・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはできない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(水道メーターの設置)

第20条 管理者は、使用水量を計量するため、給水装置に本市の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、使用水量を計量するため必要と認めるときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

3 前2項の規定により設置するメーターの位置は、管理者が定める。

(令元条例21・一部改正)

(メーターの管理)

第21条 メーターは、管理者が設置して水道使用者等に保管させる。

2 前項の保管者は、適正にメーターを管理しなければならない。

3 保管者は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は破損した場合は、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(平10条例22・一部改正)

(給水契約の申込み)

第22条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理

者に申し込み，その承認を受けなければならない。

(平10条例22・全改)

(届出)

第23条 水道使用者等は，次の各号のいずれかに該当する場合は，あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を中止するとき。
- (2) 水道の用途を変更するとき。
- (3) 消火演習に使用するとき。

(平10条例22・一部改正)

第24条 水道使用者等は，次の各号のいずれかに該当する場合は，速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 以前の使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し，引き続いて使用するとき。
- (2) 代理人及び管理人に変更があったとき又は住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有権の変更があったとき。
- (4) 消火に使用したとき。

(平10条例22・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第25条 私設消火栓は，消防又は消火演習の場合のほか，使用してはならない。

2 私設消火栓を消火演習に使用するときは，管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は，給水装置の機能又は供給する水の水質について，水道使用者等から検査の請求があったときは，検査を行い，その結果を請求者に通知する。

2 管理者は，前項の検査において，特別の費用を要したときは，その実費額を徴収する。

(平9条例4・平10条例22・一部改正)

第3章の2 貯水槽水道

(平14条例30・追加)

(管理者の責務)

第26条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平14条例30・追加)

(水質の検査)

第26条の3 管理者は、貯水槽水道によって供給される水の水質について、その水道の利用者から色、濁り、臭い、味及び残留塩素に係る調査の依頼があったときは、必要な調査を行い、その結果を依頼者に通知するものとする。

- 2 管理者は、前項の調査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(平14条例30・追加)

(設置者の責務)

第26条の4 簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下この条において同じ。）の設置者が行うその水道の管理及び検査は、法第34条の2の規定によるものとする。

- 2 小規模簡易専用水道（柏市水道法施行等条例（平成19年柏市条例第54号）第2条第2項第3号に規定する小規模簡易専用水道をいう。以下この条において同じ。）の設置者が行うその水道の管理及び検査は、同条例第20条及び柏市水道法等施行規則（平成20年柏市規則第45号）第21条の規定によるものとする。
- 3 簡易専用水道及び小規模簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例30・追加，平20条例28・一部改正)

第4章 料金，手数料及び給水申込納付金

(料金の納付義務)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納付について連帯責任を負うもの

とする。

(平10条例22・一部改正)

(料金)

第28条 料金は、基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

2 前項の基本料金及び従量料金は、給水管の口径（メーターの取付け部分の口径をいう。以下同じ。）の大きさ及び使用水量に応じ、1か月につき次の表に掲げる額とする。

基本料金		従量料金		
給水管の口径	額	使用区分	使用水量	額（1立方メートル当たり）
13ミリメートル	460円	一般用	1立方メートルから 10立方メートルまで	60円
20ミリメートル	1,240円		11立方メートルから 20立方メートルまで	100円
25ミリメートル	2,030円		21立方メートルから 30立方メートルまで	155円
40ミリメートル	6,240円		31立方メートルから 50立方メートルまで	210円
50ミリメートル	9,200円		51立方メートルから 100立方メートルまで	280円
75ミリメートル	23,100円		101立方メートル以上	370円
100ミリメートル	49,400円	公衆浴場用	1立方メートル以上	35円
150ミリメートル	113,000円			

200ミリメートル	210,000 円			
-----------	--------------	--	--	--

備考 「公衆浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により千葉県知事が入浴料金を定めるものの用に水道を使用する場合をいう。

（平11条例20・全改，平13条例38・平17条例94・平18条例24・平25条例52・平31条例3・令元条例21・一部改正）

（料金の算定）

第29条 管理者は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの点検（以下「検針」という。）を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月分の料金を算定するものとする。ただし、管理者は、必要と認めるときは、検針を隔月にし、その計量した使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合の各月の使用水量は等量とみなし、1か月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときはこの端数をいずれか一方の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日以外の日

に検針を行うことができる。

（令元条例21・一部改正）

（使用水量の認定）

第30条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

2 前項の使用水量の認定は、前4か月間又は前年同期の使用水量等を考慮して行う。

（共用給水装置等の使用水量の認定）

第31条 共用給水装置の使用水量は、各世帯均等とみなす。ただし、管理者は、必要と認めるときは、各世帯の使用水量を認定することができる。

（平10条例22・一部改正）

（料金の算定方法の特例）

第32条 第28条第2項の規定にかかわらず、水道の使用を開始した日から最初の検針を行う日まで又は最後の検針の日から水道の使用を中止するまでの間の基本料金は、同項に規定する基本料金の額に次の表の左欄に掲げる使用日数に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

使用日数	割合
15日を超えないとき	100分の50
15日を超え、1か月を超えないとき	100分の100
1か月を超え、1か月と15日を超えないとき	100分の150
1か月と15日を超え、2か月を超えないとき	100分の200

2 月の中で給水管の口径に変更があった場合の当該月分の基本料金については、その使用日数の多い給水管の口径の額を適用することとし、使用日数が等しいときは変更後の給水管の口径の額を適用することとする。

(平11条例20・全改)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第33条 建設工事その他の理由により臨時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者の定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、使用中止の際、これを精算する。ただし、届出がない場合は、管理者が使用中止の状態にあると認めるとき、これを精算する。

(料金の徴収方法)

第34条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月又は隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(平17条例94・一部改正)

(手数料)

第35条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。

(1) 法第16条の2第1項に規定する指定をするとき 1件につき 15,000円

(2) 法第16条の2第3項ただし書に規定する確認をするとき 1件につき 8,000円

(3) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき 13,000円

(4) 法第25条の7に規定する変更の届出に伴い、法第16条の2第1項に規定する指定又は法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新を受けたことを証する書面の再交付をするとき 1件につき 3,000円

(5) 第11条第2項に規定する設計審査をするとき 1件につき 4,000円

(6) 第11条第2項に規定する完工検査をするとき 1件につき 4,000円

(7) 各種の証明をするとき 1件につき 300円

2 前項の手数料は、管理者が定める納期限内に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平11条例20・全改、令元条例21・一部改正)

(給水申込納付金)

第35条の2 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下本条において同じ。）をしようとする者は、管理者に対し、管理者の定める納期限内に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、改造しようとする者の納付金は、変更後の給水管の口径に係る納付金の額と変更前の給水管の口径に係る納付金の額との差額とする。

2 納付金は、次の表に掲げる納付金の額に100分の110を乗じて得た額とする。

給水管の口径	納付金の額
13ミリメートル	82,000円
20ミリメートル	193,000円
25ミリメートル	362,000円
40ミリメートル	1,120,000円

50ミリメートル	1,700,000円
75ミリメートル	4,200,000円
100ミリメートル	9,000,000円
150ミリメートル	20,000,000円
200ミリメートル	41,000,000円

3 既納の納付金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平9条例4・平10条例22・平11条例20・平17条例94・平18条例24・平25条例52・平31条例3・一部改正)

(料金、手数料及び納付金等の減免)

第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、納付金その他の費用の全部又は一部を免除することができる。

第5章 管理

(検査等及び費用負担)

第37条 管理者は、管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適当な措置を指示し、又は自らこれを行うことができる。

2 管理者は、メーターの管理上又は点検上必要と認めるときは、受水タンク以下の装置について調査し、水道使用者等に必要な措置を指示することができる。

3 前2項に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(平10条例22・一部改正)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置を当該基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施

行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は同項ただし書の規定による確認がされたときは、この限りでない。

(平10条例22・追加, 平13条例38・平15条例1・令2条例2・令6条例3・一部改正)

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間給水を停止することができる。

- (1) この条例により納付すべき料金、手数料、納付金、修繕料、工事費等を期限内に納入しないとき。
- (2) 料金、手数料の徴収又は納付金の納入を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。
- (3) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用したとき。
- (4) 使用者が第29条の使用水量の計量又は第37条の検査を拒み、又は妨害したとき。
- (5) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(令元条例21・一部改正)

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、2,000円以下の過料を処する。

- (1) 第10条第1項に規定する承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなく、第20条のメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第37条の検査及び第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第17条第1項の給水装置管理の義務を著しく怠った者
- (4) 前条第2号に該当する行為をした者

(平10条例22・平13条例38・令元条例21・一部改正)

第40条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例1・全改)

(給水装置の切離し)

第41条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、管理上必要と認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 所有者が90日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用見込みがないとき。

第42条 削除

(平10条例22)

第6章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(平24条例35・追加)

(布設工事監督者を配置する工事)

第43条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) 法第3条第8項に規定する水道施設の新設に係る工事
- (2) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (3) 沈^{ちん}でん池、濾^ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(平24条例35・追加)

(布設工事監督者の資格)

第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験

- を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号及び次条において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 学校教育法による大学において第1号又は第2号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、そ

それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。次条第7号において同じ。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（平24条例35・追加，平31条例6・令7条例21・一部改正）

（水道技術管理者の資格）

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号，第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者。次号及び第4号において同じ。）については5年以上，同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号，第3号又は第5号に規定する学校において工学，理学，農学，医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後，同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上，同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上，同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(平24条例35・追加, 平31条例6・令6条例29・令7条例21・一部改正)

第7章 補則

(平24条例35・旧第6章繰下)

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平24条例35・旧第43条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和37年1月1日から施行する。
- 2 第29条の規定は、この条例施行の日の属する月の定例日における点検後の給水に係る料金について適用し、当該点検以前の給水に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際、従前の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込、届出その他の手続はそれぞれこの条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。
- 4 柏市水道給水条例（昭和30年柏市条例第9号）は、廃止する。

5 平成17年3月28日（以下「沼南町との合併日」という。）前に沼南町給水条例（平成12年沼南町条例第36号。以下「沼南町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（平17条例94・追加）

6 旧沼南町の区域（沼南町との合併日の前日における沼南町の区域に相当する区域をいう。）内における料金の算定に係るこの条例の規定は、沼南町との合併日以後の検針について適用し、沼南町との合併日前の検針については、沼南町条例の例による。この場合において、沼南町との合併日の直前の定例日（沼南町条例第25条第1項の規定によりメーター点検を行う日をいう。）から継続して使用している水道については、当該定例日から沼南町との合併日以後最初の定例日までを1か月分として料金を算定する。

（平17条例94・追加）

7 沼南町との合併日前に沼南町条例に基づく申請又は申込みの手続をした者が納付すべき手数料又は納付金については、この条例の規定にかかわらず、沼南町条例の例による。

（平17条例94・追加）

8 沼南町との合併日前にした沼南町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、沼南町条例の例による。

（平17条例94・追加）

附 則（昭和38年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第43号）

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年条例第22号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第21号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第28条第1項第1号の規定は、昭和47年4月以降第2回目の検針分から適用する。

附 則（昭和48年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第23号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の柏市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第28条の規定は、施行日以後第2回目の検針分の料金から適用し、第1回目の検針分の料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第35条第1項第1号から第3号まで及び第35条の2第2項の規定は、施行日以後に給水装置工事の施行の申込みをしたものについて適用する。

附 則（昭和55年条例第20号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の柏市水道事業給水条例第28条の規定は、施行日以後第2回目の検針分の料金から適用し、第1回目の検針分の料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第10号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の柏市水道事業給水条例第28条の規定は、施行日以後2回目の検針分の料金から適用し、第1回目の検針分の料金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 （前略）この条例による改正後の柏市水道事業給水条例第28条の規定は施行日以後第

2回の検針分の料金から適用し、第1回の検針分の料金についてはなお従前の例による。

附 則（平成9年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4条（中略）の規定は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる使用料等については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)・(2) (略)

(3) 平成9年7月1日前から継続して使用している水道の同日以後第1回の検針に係る料金

(4)～(16) (略)

附 則（平成10年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の第10条第1項の規定により申込みをした工事については、この条例による改正後の第10条、第11条、第35条、第35条の2及び第37条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定中同条第2項の表の基本料金の額の欄及び従量料金の額の欄に係る部分は、平成11年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第28条の改正規定中同条第2項の表の基本料金の額の欄及び従量料金の額の欄に係る部分の施行の日前から継続して使用している水道の同日以後第1回の検針に係る料金については、改正後の第28条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に申請又は申込みの手続をした者が納付すべき手数料又は給水

申込納付金については、改正後の第35条第1項及び第35条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第30号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第94号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第35号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、なお従前の例によ

る。

- (1) 施行日前から継続して使用している水道に係る施行日以後最初の検針に係る料金
- (2) 施行日前に申込みをした給水装置の新設又は改造に係る納付金

附 則（平成31年条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 施行日前から継続して使用している水道に係る施行日以後最初の検針に係る料金
- (2) 施行日前に申込みをした給水装置の新設又は改造に係る納付金

附 則（平成31年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の柏市水道事業給水条例第44条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則（令和元年条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第35条第1項第1号の改正規定及び同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に2号を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第35条第1項第1号の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の指定の申請に係る手数料について適用し、同日前の指定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第35号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年条例第3号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市水道事業給水条例第45条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後の柏市水道事業給水条例第45条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

附 則 (令和7年条例第21号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。